

加古川市子ども・子育て会議条例（抜粋）

（部会）

第6条 子ども・子育て会議には、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

（会議）

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長及び副会長が選出される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 子ども・子育て会議の会議は、公開とする。ただし、子ども・子育て会議の議決があったときは、非公開とすることができる。
- 6 前各項の規定は、前条に規定する部会の会議について準用する。